

令和7年 第1回

仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

(2 日 目)

開 議 令和7年3月10日(月)

散 会 令和7年3月10日(月)

仁 木 町 議 会

令和7年第1回仁木町議会定例会（2日目）議事日程

◆日 時 令和7年3月10日（月曜日）午前9時30分 開議

◆場 所 仁木町役場 3階議場

◆議事日程

- | | | |
|-------|------------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 一般質問 | 地方自治法改正についての町長の考えは（上村智恵子議員）
定住促進の施策は（上村智恵子議員） |
| 日程第3 | 議案第10号 | 令和7年度余市郡仁木町一般会計予算 |
| 日程第4 | 議案第11号 | 令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第12号 | 令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第13号 | 令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第7 | 議案第5号 | 仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について |
| 日程第8 | 議案第6号 | 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第9 | 議案第7号 | 仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第10 | 議案第8号 | 仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第9号 | 仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第15号 | 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第14 | 議案第16号 | 仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第15 | 議案第17号 | 仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第16 | 議案第18号 | 仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第17 | 議案第19号 | 仁木町犯罪被害者等支援条例の制定について |
| 日程第18 | 同意第1号 | 仁木町教育委員会委員の任命について |

令和7年第1回仁木町議会定例会（2日目）会議録

開 議 令和 7年 3月10日（月） 午前 9時30分

散 会 令和 7年 3月10日（月） 午前11時36分

議 長 横 関 一 雄

副 議 長 嶋 田 茂

出席議員（7名）

2 番 山 内 健 生 3 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 6 番 宮 本 幹 夫 7 番 上 村 智恵子 8 番 嶋 田 茂
 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（2名）

1 番 前 田 春 奈 5 番 野 崎 明 廣

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖一郎	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 長	浜 野 崇
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 参 事	河 井 健
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	濱 田 敬 司	教 育 次 長	和 田 秀 文
財 政 課 長	新 見 信	農業委員会事務局長	（浜 野 崇）
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選挙管理委員会書記長	（鹿 内 力 三）
企 画 課 長	奈 良 充 雄	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	本 多 弘 一	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕
福 祉 課 長	菊 地 健 文		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 議 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、7名です。前田議員及び野崎議員より欠席する旨の届け出がありました。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

3月7日に引き続き、2番・山内議員及び3番・木村議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（横関一雄）日程第2『一般質問』を行います。1名の方から2件の質問があります。

それでは『地方自治法改正についての町長の考えは』、『定住促進の施策は』以上2件について上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番（上村智恵子）地方自治法改正についての町長の考えは、についてお聞きます。

昨年6月19日、地方自治法の一部改正が成立いたしました。改正法の最大の問題点は、「国と地方公共団体との関係等の特例」（14章）を新設し、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」を理由に国の地方自治体に対する「指示権」を拡大する点です。日本国憲法は、戦前の自治体が自治体ぐるみで侵略戦争を遂行する一翼を担わされたことに対する反省から「地方自治」を明記した第8章を設け、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」とし、団体自治と住民自治を保障しています。国の恣意的判断で自治体が国に従属されることなどあってはならないと思いませんか。新たな指示権の枠組みを導入することは、憲法で保障された地方自治を壊すことにつながると考えませんか。町長の見解を伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の上村議員からの、地方自治法改正についての町長の考えは、の質問にお答えいたします。

1点目の「国の恣意的判断で自治体が国に従属されること」についてであります。本改正は、第33次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を踏まえ立案されたものであり、これまで国と地方自治体間の情報共有と役割分担に課題があったことや令和3年の災害対策基本法の改正が行われるまでの災害対応においても、国による関係機関等の調整の下で円滑かつ迅速に災害応急対策に取り組む必要が生じたが、事態に対応する法令上の権限が整備されていなかったこと等の課題があったとされたため、法律上のルールを整備し、国と地方自治体の責任と権限を明確化するものとしており、昨年6月26日に公布され、9月26日に施行されたところです。また、大規模な災害、感染症のまん延等、国民に重大な影響を及ぼす事態における国の地方自治体への働きかけについて、法律上のルールを整備し、国と地方自治体の責任と権限を明確化するものであり、「他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き」、「閣議の決定により」、「必要な限度に

において」当該地方自治体の事務の処理について、当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるとされています。つきましては、その対象が法整備されていない事態に対するものであることや、武力攻撃事態等への対応については、事態対処法制において必要な規定が設けられており、改正法に基づく関与は行使せず、事態対処法制に基づき対応する考えであるとされていることから、運用される条件が限定的であり、国の恣意的判断で自治体が従属されることは想定しがたいと考えております。

2点目の「新たな指示権の枠組みを導入することは、憲法で保障された地方自治を壊すことにつながるのか」について申し上げます。今後、個別法において想定されていない事態が発生する可能性は否定できないため、あらゆる事態に備えておく必要があることから、本改正はこのような立法事実に基づき行われたものと理解しており、新たな指示権の導入については、地方分権推進計画や地方自治法上の関与の基本原則に則って厳格な要件を設けているものであり、憲法で保障された地方自治を壊すところのご指摘には当たらないと考えております。以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）町長の考えはわかりました。

北海道新聞の6月21日の社説で、改正地方自治法について、国の指示権危うい限りだという警鐘を鳴らした記事が載っていました。太平洋戦争中、戦争遂行をするために全国にいろいろな新聞社がありましたが、1県に1紙だけで良いと、情報は大本営で出すと、北海道でも11社ありましたが、北海道新聞1社しか認められなかったそうです。大本営の嘘しか書けなかった歴史を持つ北海道新聞はとても国の動きに敏感に反応したと思います。多くの自治体研究者も警鐘を鳴らしています。想定しない事態が発生するかもしれないから、あらかじめ国に巨大な権限を与えておくとする今回の指示権のあり様は、こうした立憲国家、法治国家、民主国家を否定するものと考えます。そういう懸念から北海道の町村会としても、白糠町長が反対意見を国に申し上げていますし、町議会でも法改正に反対するという意見書を出しているところもありました。古平町長も反対の意思を示していました。国と地方自治体というのは対等・平等ということが今まで地方自治法では出てきたわけですから、ぜひとも町長におかれましては、今後の国の動きに対しては警戒心を持って対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）上村議員がご指摘のとおりですね、今、町村会でもそういった部分に理解を示している首長もおれば、またそれぞれの考え方を持っている首長がいるのも事実であります。

今回の地方自治法改正に伴って上村議員が懸念される事項というのはですね、全く懸念されていない首長ばかりではなくですね、人それぞれであるということも私たち認識しております。

今回どうしてこのような経緯に至ったのかという部分で、1番大きなのはやはり新型コロナの対応ですね、やはり従来の法制ではなかなか想定されていなかった事態が相次いだことは事実であります。今回の改正は、国民の生命などを守るためにですね、個別法では想定されていない事態が生じた場合に、国と地方の間に責任の所在が不明確になるという課題を踏まえてですね、国が果たすべき責任を明確にしたものだというふうに私自身は捉えております。当然、国による指示が現場の実情を適切に踏まえた措置になるものだというふうに思いますし、また、地方自治の本旨に反して安易に行使されるべきではない、上村議員が仰ったように、そういった懸念もですね、私たち理解するところでありまして、今後、更に詳細に

についてもですね、国会の場で更に議論を深めていただければというふうに思っているところでございます。行政といたしましても、今後の動向に対して注視していかなければならない。そういう認識を持っているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）ぜひ、そういうふうに警戒心を持って見ていってほしいと思います。

次に移ります。

定住促進の施策は。

本町は、住宅補助により、毎年、新築・改修と定住促進に効果を上げてまいりました。3月23日には後志自動車道の仁木インターチェンジが開通予定であり、札幌圏から移住したい人には絶好の機会だと考えます。しかし、仁木に住みたい、住宅を建てたいと思っていても、土地を探すのにひと苦労です。定住促進を勧める町ではホームページを開くと移住の相談窓口があり、そこから住宅情報ページを閲覧し、宅地分譲・空き地・空き家バンクなどの情報を見ることができますが、そのような情報窓口は設置できないのでしょうか。

また、以前、定住促進で中札内村に視察に行き、村で分譲した土地に次々と若い人が家を建てていることを聞き、本町でも遊休町有地をぜひ分譲地にしてほしいと考えました。その後、旧若松団地跡地に農地付き住宅を整備すると聞いた際にはとても期待しましたが、用地測量後は何年も動きがないように見えます。その土地を今後どうするのか伺います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）定住促進の施策は、の質問についてお答えいたします。

1点目の「住宅の情報窓口は設置できないのか」についてであります。本町へ移住・定住を検討されている方に対する情報提供につきましては、移住者向けのホームページやパンフレットを用意しているほか、住宅情報を含めた移住定住相談を企画課未来創生係が窓口となり、関係する課と連携し適切な対応に努めてきております。

ご質問のありました住宅の情報窓口につきましては、空き家の売買や賃貸に関する相談に対し、しりべし空き家BANKを紹介しているほか、空き家に関する問い合わせなど個別の相談があった場合は、企画課未来創生係が橋渡し役となり、きめ細やかな対応を図っていること、さらには近年は空き家の供給数が少なく、ほとんどの売買等が民間事業者や個人間で完結していることから、今のところ宅地や空き家に特化した情報窓口の設置は考えておりません。

2点目の「旧若松団地跡地を今後どうするのか」について申し上げます。遊休町有地を活用し、農地付き住宅や優良田園住宅など本町の特色や景観を活かしたモデルとなる移住者向け住宅の社会実装を行うことを目的に、令和3年度に測量業務を実施後、令和6年度においては、前年度に入れた土の石の除去と均平を行うなど宅地整備を段階的に実施してきたところであります。

今後におきましては、道内の優良田園住宅に関する情報収集や国の交付金を活用した移住体験者向け住宅の整備を検討するため、コンサルタント及び大手デベロッパーを始め、多くの事業者や有識者との意見交換を実施し、また先進自治体への視察を行い、利活用について支援や助言をいただきたいと考えております。間もなく後志自動車道仁木IC～余市IC間が開通することからこれを好機と捉え、同土地を含めた他の町有地についても町の負担を考慮しながら有効活用できないか様々な施策を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）ほとんどの売買等が民間事業者や、個人間で完結していると言いますが、今まで土地や空き家がないかとの問い合わせはなかったんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）これにつきましては空き家の問い合わせということでご理解いただければと思うんですが、令和5年度はですね、空き家の問い合わせが12件、令和6年度は5件となっております。この件数は空き家の問い合わせですので、空き家に関する、例えば空き家がちょっと雪で埋もれているとかそういう問い合わせも含まれていますので、全部が全部空き家がないかどうかという問い合わせではないということでご理解いただければと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）それでは、土地ということでは問い合わせというものは1件もなかったんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）私どもの方にはなかったというふうにご理解ください。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）家を建てたいと思っても、土地を探すのは本当に至難の業です。空いている土地を見つけても、誰が所有者なのか隣近所に聞いて回っても、よほど仁木町に精通している人でないと買えません。私も自分で土地を探して、誰の土地なのか突き当てていって、やっと買えた状況なんですよ。ましてや仁木町に知り合いもいなければ、本当にどうしたら良いんでしょうか。本当に今、仁木町に住宅を建てたいと考えている人はたくさんいるんです。けれども土地を斡旋してくれるところはないのかというふうに聞かれても、ちょっとやはり不動産とかそういうところでないといけないと思うんですけれども、情報窓口が設置できないというのであれば、民間事業者と提携してやってもらうとかそういうことはできないんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）土地も建物も含めてなんですけれども、仮にそういったことがあった場合ですね、当町にはちょっと不動産会社というものがいないものですから、余市町の不動産会社を紹介しているというような現状でございます。あとは、JA新おたるさんで不動産売買も行っておりますので、そこに紹介する場合もあるということでご理解ください。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）本当にこう土地に関しては困っている人がたくさんいるということを是非考えてほしいと思います。

2点目ですが、1年前と石の撤去だけで何ら変わらない状況なんじゃないでしょうか。

地域力創造アドバイザーがコンサルに代わって多くの事業者との意見交換を実施したとありますが、年に何回意見交換をしているんでしょうか。先進自治体への視察はどこに行こうとしているんでしょうか。

○議長（横関一雄）奈良企画課長。

○企画課長（奈良充雄）打合せについてはですね、年に本当に数回ということで、その都度、業者さんが

来たときということなので、今年度に関しては2回ほど実施しているといった状況です。

あとは視察についてなんですけれども、視察についてはですね、今のところこれはまだ相手町村にもお話ししてないんであれなんですけれども、士幌町にちょっと行きたいというふうに考えております。士幌町はですね、農園付きの住宅貸出しということをやっております。移住者向けにですね、そこを視察に行きたいなというふうに今のところ考えているところです。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）私は仁木町の分譲地に本当に大きな期待を持ってたんですよ、ぜひ買いたいという方が現れるのではないかとということでは、本当に大きな期待でしたけれども、これが3年も4年も放っておかれて、どういうことでこの分譲地にしたのかなというふうに考えますけれども、前に副町長が言っていたんですよ、そういう方たちを招くためにってどういう方たち招くためにこの分譲地を計画しているんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）町長から答弁させていただいたとおりですね、定住に向けての社会実装ということでですね、モデルになるようなイメージでですね、この住宅の整備について現在進めているところでございます。そういった中でですね、例えば、クリエイティブなですね、例えば当時、コロナ禍においてはですね、リモートでご自宅でお仕事をされる方ですとか、あと発信力があるそういった方とか、そういった町のいわゆるブランド化とかそういったことにもつながるような方を含めてですね、お招きしてですね、そして仁木の住環境をですね、創出して発信をしていただければというふうに考えているところでございます。

そういったことでですね、土地として販売することは至って簡単だと思っているんですけども、そういった仁木町の付加価値と言いますかですね、そういった未来を創生していくような、そういった方々を招聘してですね、家を建てていただいて定住をしていただくと、そういったものにつながるようにですね、慎重にですね、今は宅地の整備を進めてですね、これから実際にいろんなところを見るなり、またデベロッパーさんとか、コンサルの方・専門家の方いろんな方からですね、お話を聞いて、そういった糸口を紐付けをしていきたいというふうに考えているところでございますので、そういったイメージでですね、そういった方ということではなく、先ほど言ったちょっと概念的になりますけれども、そのような仁木の未来を創造できるようなそういう人たちをお招きしたいと、そのための受皿にしたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）そういう方たち、発信力のあるようなそういうすばらしい人がそこに住んで発信してくればよろしいですけどもね、大手デベロッパーというのは、資本力もあって大規模開発も担ってやってくれるかもしれませんがね、やはりそういう人たちにまちづくりを担ってもらおうというものかなという感じでいますし、そうしたらこの分譲地は何も期待しないで、売らないということなんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）この分譲地についてはですね、あくまでも分譲ということで行っておりますので、いわゆる売買をしてですね、そこに住宅を建てていただくということを目指しているものでございます。

ただ、その紐付けとしてですね、先ほどお話ししたとおりですね、「仁木の未来につながるような方」をお招きしたいと思っておりますし、実際にですね、ちょっと個人の情報になりますので具体の部分は言えませんが、かなり著名な写真家の方で、いろいろとですね、ご夫婦でいろんな活躍をされて本当に有名な方もですね、こちらの土地を見に来ていただいてですね、関心を持っていただいてですね、そういった事例もですね、少なからずございますし、そういったことで私ども自信を持って進めております。全くどこにもですね、関心を持たれていないということではなくて、町長も含めて企画課の方もですね、事あるたびにですね、いろんな方にお話をさせていただいて、この土地を見ていただいておりますので、いろいろなアイデアをいただいたり、あとはいろいろな方をご紹介させていただいて進めておりますので、そういったことも踏まえてですね、今後、取りまとめでですね、次年度以降新たな施策の中で進めていければというふうに考えておりますので、何とぞご理解していただきたいと思います。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）私はこの分譲地が売れるかどうかはわかりませんが、やはりこの分譲地を売って、そしてそこから横展開をしていけば良いのではないのでしょうか。

そういう特定の人に狙って買ってもらえるかどうかということをやっているようですけれどもね、実際本当に土地がなくて困っている人たちがいるのに、やはりそういう人たちというか、仁木町に住みたいという人がいるのに、この分譲地を売らないというのは、本当に変な話だなというふうに思うんですね。やはりその分譲地が売れるかどうかまだわかりませんが、本当に売れてからまだまだ仁木町の土地もありますからね、そういうところで、またそういう人たちも呼べば良いと思うんですけれども。

そんな土幌町まで行って視察しなければ売れない土地なのかなというふうに考えてしまいますけれども、町としてこれからのまちづくりに対してそういう土地を活かしていきたいという理想的な考えはわかりませんが、ぜひとも早目にそれをやってほしいんですけれども、いつ売れるんでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）まだ分譲しておりませんので、期間を切っている話ではございません。

先ほど申し上げましたとおりですね、基盤を整備しておりますので、今後、ちょっと言い方があれですが、仁木町の未来を創生できるようなそういった人材をお招きするようなそういう場所になればという目的を持っておりますので、そういったご提案なり、もしくは町からの発信なりを含めてですね、売買の仕方を含めて総合的に判断してですね、今後、次の施策の中で進めていきたいというふうに思っておりますので、今のところですね、いつということは明言しないですね、そういった視点でですね、未来志向で考えて進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（横関一雄）上村議員。

○7番（上村智恵子）町の考えは良くわかりましたけれど、やはり、土地を斡旋してもらって、たくさんの人たちが定住・移住できるようなことも考えてほしいと思います。以上で、質問を終わりますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の上村議員のそういうご意見や、又は住民からもそういった声をですね、私自身も直接お聞きしている部分もありますけれども、あまり政策的な部分を言うとあれなんで、以前から進めている部分だけでお話しさせていただきますけれども、これまでもなぜこの仁木町に住宅を建てるため

の土地がですね、なかなか見付けづらいのかという部分で、いろいろ町としても課題としてこれまでいろいろ試行錯誤してきました。新たな土地を設けるという部分の必要性もあるのも事実だし、それ以前に、今ある住宅をどのようにして処分や、または整理をして次の方につなげられるかという部分もですね、なかなか政策を見い出せない部分までできております。今後そういった部分も含めて、既存の空き家や、又はその他住宅等の町としての支援というものを含めてですね、これから考えていかなければならないという部分を、私だけではなく行政全体的にそういった部分でこれまで検討してきた部分がありますので、そういったことも含めてですね、今後考えてまいりたいと、そういうふうを考えている次第でございますので、そういった部分をご理解していただきたいというふうに思う次第でございます。

○議長（横関一雄）以上で一般質問を終わります。

日程第3 議案第10号

令和7年度余市郡仁木町一般会計予算

日程第4 議案第11号

令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算

日程第5 議案第12号

令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第13号

令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算

○議長（横関一雄）日程第3、議案第10号『令和7年度余市郡仁木町一般会計予算』ないし、日程第6、議案第13号『令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算』以上4件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは只今、一括上程されました令和7年度予算について、提案説明を申し上げます。

一般会計の歳入では、町税は、町民税・固定資産税などを合わせて3億3584万7000円で、まだまだ自主財源に乏しく、歳入の多くを地方交付税などに依存する状況となっております。自主財源及び地方交付税の増減は、事業の実施に大きく影響を及ぼすことから、行政本来の目的であります質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう財源の不足分につきましては、財政調整基金1億9908万7000円を取崩し繰入れを行い、令和7年度の予算編成を行ったところであります。

令和7年度の予算規模につきましては、一般会計が総額50億509万1000円、前年度対比は4955万8000円、1.0%の減であります。国民健康保険事業特別会計は総額で1億8667万7000円、前年度対比は2054万4000円、9.9%の減であります。後期高齢者医療特別会計は総額8427万6000円で、前年度対比で384万8000円、4.8%の増となっております。以上3会計予算の合計は総額で52億7604万4000円となり、前年度対比で6625万4000円、1.2%の減となっております。令和6年度から公営企業会計へ移行となりました簡易水道事業会計は、維持管理経費に係る収益的収入及び支出の簡易水道事業収益は2億8946万9000円、簡易水道事業費用が2億8316万4000円、水道施設等の整備など建設改良経費に係る資本的収入及び支出の資本的収入は6768万4000円、資本的支出が1億2660万9000円となっております。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。以上をもちまして3会計と簡易水道事業会計の提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄）一括議題4件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、議長と長期欠席中の前田議員を除く議員7名で構成する令和7年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することにしたと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、議長と前田議員を除く議員7名で構成する令和7年度各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することに決定しました。

なお、令和7年度各会計予算特別委員会の正副委員長の選任については、仁木町議会委員会条例第7条第2項の規定により、特別委員会において互選となっていますので、休憩中に互選願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時03分

再 開 午前10時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

休憩中に行われた令和7年度各会計予算特別委員会、正副委員長の互選結果を報告いたします。

令和7年度各会計予算特別委員会委員長に佐藤秀教議員、副委員長に木村章生議員が互選されましたので報告いたします。

次に、資料要求の件についてお諮りします。本委員会において、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、委員から審査に必要な関係資料の要求があったときは、所定の手続をもって町長に資料要求することに決定しました。

日程第7 議案第5号

仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について

日程第8 議案第6号

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第9 議案第7号

仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第8号

仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第9号

仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第7、議案第5号『仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について』ないし、日程第11、議案第9号『仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条

例制定について』以上5件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） それでは、議案第5号から議案第9号まで一括提案説明をさせていただきます。

まずはじめに、議案第5号、仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について。仁木町職員の旅費に関する条例（昭和28年仁木町条例第7号）の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第6号のページをお開き願います。議案第6号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。報酬及び費用弁償に関する条例（平成3年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第7号のページをお開き願います。議案第7号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年仁木町条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第8号のページをお開き願います。議案第8号、仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について。仁木町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

議案第9号のページをお開き願います。議案第9号、仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について。仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例（平成12年仁木町条例第21号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

以上、議案第5号から議案第9号まで5件を一括提案説明とさせていただきます。

○議長（横関一雄） 一括議題5件の説明が終わりました。

お諮りします。本件については、議会運営委員会委員長報告のとおり、令和7年度各会計予算特別委員会に付託して、休会中に審査することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄） 「ご異議なし」と認めます。

したがって、本件については、令和7年度各会計予算特別委員会に付託して休会中に審査することに決定しました。

日程第12 議案第14号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について

○議長（横関一雄） 日程第12、議案第14号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎） 議案第14号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

それでは、私の方から特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定の理

由についてご説明いたします。

銀山義務教育学校の開校が2年延期になった件につきましては行政報告でも説明しておりますが、銀山義務教育学校の増築及び既存校舎の改修工事につきましては、町理事者側の認識として国庫補助金であります公立学校施設整備費負担金等や学校教育施設等整備事業債等を活用し、町の一般財源の持ち出しを約7000万円と令和5年度にご説明させていただきましたが、令和6年5月の負担金等事業量調査において補助対象経費及び補助対象基準額に対する認識として誤りがあったことが判明し、再度補助金額や起債の額について算定したところ、約7億円が一般財源の持ち出しとなることが判明いたしました。事業費のさらなる圧縮のため基本設計の見直しを行い、また補助金の最大限の活用に工事期間を延長することといたしました。その結果開校が2年延長となったことに対しまして、町長及び副町長の責任、また教育長の管理監督責任として給与の減額を提案するものであります。それでは、制定条例についてご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例、第1条は、町長、副町長及び教育長の給与の特例に関し、趣旨を規定しているものであります。第2条は、給料月額の特例についての定めであり、第1項は、町長の給料月額からその月額に100分の20を乗じて得た額を減じた額とするものでありまして、第2項は、副町長の給料月額からその月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。また、第3項は、教育長の給料月額からその月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。なお、附則につきましては施行期日の定めであり、令和7年4月1日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。3番・木村議員。

○3番（木村章生）只今の町長の方から提出された内容についての説明がありましたし、行政報告の中でもありましたが、この町長が100分の20、副町長・教育長が100分の10というのは、どのような換算というか、この数字というのはどこから出したんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）この数字についてはですね、これまでの事例や、また一般的なこういった形での処分の内容についていろいろ考慮しながらですね、こういった判断に至った次第でございます。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）一般というか、範囲内で、今この100分の20というのを出したり、100分の10というのを出したということなんですけれども、この今、前例というか、例をみてというようなことが町長からあったんですけれども、過去にこういう前例というのはあったんでしょうか。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）過去にですね、町長・副町長・教育長のですね、報酬を減額したのが2度ほどございまして、自分の知っている範囲なんですけれども、1回目がですね、平成14年の9月に職員がですね、横領した事件がありました。そのときにですね、町長を30%の減額、当時助役を20%の減額、収入役を10%の減額しております。その後ですね、しばらくなかったんですけれども、令和3年にA L Tの外国語指導助手が起訴・逮捕された事件がありました。そのときはですね、教育長の給与を10%減額しております。以上です。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）2つの事件とも、私も記憶しているところであります。

それで、今回この減額をするというふうに決めたこと、いろいろ委員会もあったんですけども、そういう中では一切そういう話は出てきていないし、急遽この条例というかその提出があったんですけども、それにはなぜこう急いでというか、急にというか出てきたんでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）ちょっと説明が長くなるんですけどもご容赦願いたいと思います。

銀山義務教育学校開校に向けた検討に資するためですね、校舎の増築及び既存校舎の改修工事にかかる費用並びに増築及び改修に対する国庫補助などを令和5年に教育委員会において算出した際、国庫補助金の学校環境改善交付金に交付単価33万7400円/㎡及び交付上限額年2億円が設定されていることを把握できなかったことによりまして、実際の見込額との間に大幅な乖離があったことが判明いたしました。このことにつきましては、令和6年8月22日に開催していただきました全員協議会におきまして、皆さまにご説明させていただきご協議いただいたところでございます。

改めて概要を説明いたしますと、当初の事業費、これは建築工事、機械設備工事、電気設備工事、外構工事、仮設校舎を含めまして17億2200万円全額を補助対象となるものと考え、一般財源、町が負担する額は7740万5000円としておりましたが、実際は補助の対象となるのは10億1176万6000円であり、一般財源、町が負担する額は7億8629万2000円となっており、約7億900万円もの乖離があったものでございます。算出された特定財源をですね、令和5年7月18日に開催しました銀山地区の教職員を対象としたワークショップ、8月31日及び令和6年1月8日に開催しました銀山地区の住民を対象とした意見交換会において提示した他、更には令和6年2月22日に開催された仁木町議会全員協議会にも提示しており、一般財源、いわゆる町が負担する額の多寡が検討協議の結果や判断に大いに影響したものと考えております。乖離が生じていることにつきましては、北海道教育庁学校教育局が実施した学校施設環境改善交付金に係る事業量調べの事前確認におきまして、北海道教育庁学校教育局の担当者からの指摘により、令和6年5月28日付けで判明したものでございます。単年度で一般財源が7億円を超える負担は本町の財政に大きな影響を与えることが懸念されることから、計画並びに開校スケジュールを見直すこととなり、結果として義務教育学校の開校が2年間延期となったこと、地域や学校関係者との協議によりオーソライズされた計画の大幅な見直しが必要となったこと、更には設計に手戻りが生じるなど町行政の信頼を大きく損なう事案となったものと考えております。理事者の管理監督責任は極めて大きいものと考え、本定例会におきまして、理事者の給料月額を減額、町長20%、副町長10%及び教育長10%の内容とするものを今条例で上程したものでございます。

なお、関係した職員から事情聴取したところ、自らの経験不足や能力不足により招いたことで猛省しているということもあり、また、補助金の交付額につきましても北海道教育局の担当に照会したが事業の実施年度以前であるとの理由により、交付単価及び交付上限額の有無を含め詳細な説明がなく、上司、いわゆる教育長に対し地域や議会に公表すべきではないと申し入れたとの説明がありました。特定財源の交付額の齟齬が一連の問題の原因となったことは明らかでありまして、関係職員の責任が免れないものと思慮されるものの、上司の判断により公表したことが、その後の展開を決定付けたことが明らかで情状酌量の余地があることから、職員の懲戒処分に関する基準を定める規則（昭和45年仁木町規則第3号）第9条に規定する懲戒処分に至らない程度の行為と認め、口頭による注意とする予定でございます。以上がこれま

での背景と、こういったことに至った経緯でございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。3番・木村議員。

○3番（木村章生）説明を聞いて納得したところではありますが、これは職員のあれですよ、勘違いというか、そういうことで招いたこういう算定違いといいますか、過去にもそういうのがあってずっとこういう減額とかそういうのはなかったように自分では記憶しているんですけども、今回これあれですか、やはり相談というかして他から言われてやったのではないですよ。自らで判断してやったというか、判断したということで良いんですよ。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）先ほど申し上げましたとおり、職員だけの勘違いということではなくて、職員の部分でも不足していた部分もございますし、それを認めた我々監督責任者の部分のこれまでの責任もあるということで、今回こういう結果に至りました。これに至るまでにですね、誰かに言われたとか、そういったこともなくですね、当然議会の方でもこの事実について説明させていただき、ある程度整理してからですね、我々自身の判断・責任の所在をですね、きちんと見極めながら処分を施すべきだということですね、三役同意の下こういった判断をさせていただいた経緯でございます。

○議長（横関一雄）3番・木村議員。

○3番（木村章生）自らということで、理解はしますが、今後こういうことが起きていくと、こういう事例というのは、結構今後もあるような気がするんですよ。それで今までもそういう犯罪だとかそういうのに関してのあれは減額というのはありましたけれども、こういう誤りというか、そういうのでは私としては委員会の中でも発言はしませんでしたし、別にと言ったらおかしいですけども、こういう判断に至ったというのは責任を十分感じているんだなと思うんですけども、私は減額まですることはないと思うのが、私の考えであります。そういう意見でしたので理解はいたしました。以上で私は終わりたいと思います。

○議長（横関一雄）今の質疑に対して答弁ありますか。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）なかなか答弁に私自身苦しむところがございますけれども、ただ、よくこの行政というものは、基本的に前例というものをですね、踏襲する傾向がある中でですね、こういったことが今後事例・前例となって、また同じような形で責任を負わなければならないとなったときにですね、やはりどうしても職員が失敗をおそれてなかなか挑戦することをためらう傾向があるというふうに私自身も感じているところでございます。

ですから、なかなか職員にはですね、私自身これまでも大いにそういった「前向きに失敗することはおそれずにいろんな事業に向かって前向きに進めろ」ということで、これまでも主張してきた者の立場として、ただそういった部分で、もし万が一何かこういった部分が生じた場合には、我々が自ら責任を負うという覚悟の下で今までやってきた経緯がございますので、こうした大なり小なり規模はありますけれども、こういったことも含めて、私自身、職員に対して自分の背中を見せなければならないということも含めての今回の姿勢だということでご認識いただければというふうに思います。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）私の方からちょっと、この給与減額に至ったその経緯なんですけれどもね、ちょっとばやけているような気がするんですよ。今、同僚議員もお話したとおり、我々もこれは8月ですか、8

月22日にこの件に関して全員協議会の中で経緯等の説明を受けて、2年間で実施したいんだという話の中でそれもやむを得ないのかなという話で、今後のその積算に当たってはもう少し中身を精査できないのかと、減額する方向で検討できないのかというような確かそういうお話も出たと思います。それで9月27日に銀山地域の方々、住民の方々にこの件に関して説明をされています。説明会を開催しています。おそらくその地域住民会の、地域住民の方々の意見というのがですね、果たしてどういう意見であったのか、具体的に説明できないでしょうか。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）9月に開催した銀山での地元説明会の関係でございます。

銀山の方にはですね、議会でお話しした内容と同じ内容、実際に金額、一般財源が7億円ということと、またそれでやることによって、町の持ち出しが大きくなるので、まず2年間にわたって事業をさせていただきたいという内容と、あと1点は一般財源の持ち出しを少しでも減額させるために事業の大幅な見直しをしたいという2点についてですね、ご説明させていただきました。

その中ではですね、やはり銀山地域の皆さん、それぞれ期待している中でのそういう説明だったものですから、非常に厳しい意見をたくさんいただきました。最初からそういうことをわかっていたのではないのかという中で、やはりわかっていてできなかったのは役場の、教育委員会としてのミスが大きいのではないんですかという内容だとか、また、子どもたちに対してもですね、相当な期待をしている中で2年間遅れることによって、その学校に入れない子どもたちが出てくると、当初の説明では、令和8年度開校の予定が令和10年度になることによって、2学年の子どもたちが新しい校舎で学べないということの、その辺に対する責任等ですね、そういう意見がですね、非常に厳しく出ていたことは現実でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）やはり議会もそうですけれども、やはり地域住民のその信頼、これがやはり今回1番大きな要素ではなかったのかなと、今の町長の説明の中で、そのことが全くこうお話をされていないんですね。私はおそらく議会もそれほど今同僚議員が言ったように、減額まで至るのかなと、給与減額までそれ至るのかなというふうに私も思っていました。町の方で町長はこの減額をする、条例をするという、このタイミングですという、その判断に至った、もうそれまでのこれまでの経緯も含めて、どの時点でじゃあ減額しようという判断されたのか。もしあれでしたら時系列でご答弁願います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）詳細な時系列と言っても、なかなかご説明するのもなかなか今の段階ではちょっと難しいんですけれども、ただこれまである程度金額が決まってきた中でですね、この時点で自分たちの条例も含めて、皆さんにご提示させていただく機会だと思います、今回に至った経緯でございます。

これまで、先ほど教育長の方からもお話ししましたとおり、これまで住民に対してまず説明をして、そして議会でも皆さん方にこれまで説明した経緯も踏まえて、最終的にタイミングとしてはこの3月定例会で最終的にご説明、ご提案させていただくことが相応しいのではないのかという判断に至った経緯でございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）これは口頭ではできませんよね。口頭で、町長が口頭で自分たちの給料を減額するんだという話にはなりませんよね。その起案・立案した時期について、あるいはそのお話は教育長の方から

出たのか、あるいはお三方で、特別職お三方で話し合った結果、こうしようという結果になったのか、その時期がいつ頃だったのかということを私はお聞きしているんですよね。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）期日についてはですね、教育長、私、副町長、総務課長でですね、本年の2月25日に協議の場といたしますか、話し合いの場を持ちました。それで判断した経緯でございます。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前11時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

これから、討論に入ります。討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。3番・木村議員。

○3番（木村章生）私は今回のこの提出された議案に関しては、反対をしたいと思います。

それは先ほども聞きましたが、前例が2件ほどありましたが、これは犯罪に対してのペナルティであり、また今後町運営をしていく中で、こういう事例は大なり小なり出てくるのではないかと思います。それを1回1回こういう減額等をやっていてはですね、大胆な町運営ができませんので、町長とかの住民に対しての済まないという謝罪はわかりますけれども、減額までには至らないという事例だと思います。ですので私は反対したいと思います。

○議長（横関一雄）次に、原案に対する賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（横関一雄）他に討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』を採決します。

この採決は起立によって行います。本件について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立なし〕

○議長（横関一雄）起立なしです。

したがって、議案第14号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』は、否決されました。

日程第13 議案第15号

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第15号『職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは議案第15号でございます。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について。職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年仁木町条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第15号、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

本条例は、地方公務員法第28条の規定による職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手続等を規定した条例でございます。この度の改正につきましては、人事評価の状況から勤務実績が良くない場合などを追加規定するものです。人事評価につきましては平成28年度に導入し、処遇への反映を順次進めており、令和元年度からは勤勉手当へ、令和5年度より昇給昇任昇格へ反映し、本条例改正により、国から求められていた分限への反映を令和7年度から実施するものです。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。主な改正点についてご説明いたします。第2条、降任、免職及び休職の手続、第1項は、地方公務員法第28条第1項第1号に規定する人事評価等、勤務実績が良くない場合の降任等の手続の規定の追加です。同条第3項は、地方公務員法第28条第1項第3号に規定するその職に必要な適格性を欠く場合の降任等の手続の規定の追加です。第4条は、休職の期間の更新を明文化するものです。第6条、失職の特例は、地方公務員法第16条第1号、禁錮以上の刑に処された職員で、その罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により特に必要と認めたときは、その職を失わないものとするという規定の追加です。附則につきましては、施行期日の定めです。以上で議案第15号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第15号『職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第15号『職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号

仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第14、議案第16号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第16号、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成2年仁木町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第16号、仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

令和6年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告において、仕事と生活の両立支援の拡大に係る項目が明らかにされ、職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大などについて、民間労働法制の施行（令和7年4月1日）から遅れることなく実施することとされたことから、所要の改正を行うものであります。主な改正点は、職員の超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子への変更及び介護による離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知強化などの制度化です。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。第8条の4、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限は、超過勤務の免除の対象となる子の範囲について、3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子への改正です。第17条、介護休暇は配偶者の等の規定の追加です。第18条の2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等の追加です。任命権者が講ずる職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し入れたときの措置等を規定するものです。第18条の3、勤務環境の整備に関する措置の追加です。任命権者が講ずる介護両立支援制度の請求が円滑に行われるようにするための措置を規定するものです。附則第1項は施行期日の定め、第2項は経過措置であります。以上で議案第16号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第16号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第16号『仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号

仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第15、議案第17号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第17号、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の育児休業等に関する条例（平成4年仁木町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第17号、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。この度の条例は、条例中引用している法律の育児休業・介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正されたことにより、引用条項の整理のため改正するものです。改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。第19条、部分休業の承認、第3項中第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項を第61条の2第20項に改めるものです。引用している法律の育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴うものです。附則につきましては、施行期日の定めであります。以上で議案第17号についての説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第17号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第17号『仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第18号

仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（横関一雄）日程第16、議案第18号『仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第18号、仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年仁木町条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第18号、仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明させていただきます。

本条例改正は、刑法改正により、刑の種類のうち懲役及び禁錮刑が廃止となり、これに替えて拘禁刑が創設されることに伴い、懲役及び禁錮刑の文言がある2つの条例、仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の該当条文を拘禁刑に改めるものであります。罰則の定めのある条例の改正には検察庁との事前協議が必要となり、本条例改正につきましては、昨年11月に札幌地方検察庁での審査において特段の問題がない旨の回答をいただいているものであります。改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。

新旧対照表1ページ、仁木町職員の給与に関する条例をお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。第22条の2第3項及び第4項並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号中、禁錮を拘禁刑に改めるものです。

新旧対照表2ページ、仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例をお開き願います。第17条第1項中、懲役を拘禁刑に改めるものです。次に附則であります、附則第1項につきましては施行期日の定めです。附則第2項から第5項につきましては、経過措置の定めです。以上で議案第18号についての説明を終わります。

ます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第18号『仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第18号『仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第19号

仁木町犯罪被害者等支援条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第17、議案第19号『仁木町犯罪被害者等支援条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第19号、仁木町犯罪被害者等支援条例の制定について。仁木町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内総務課長。

○総務課長（鹿内力三）議案第19号、仁木町犯罪被害者等支援条例の制定につきまして、ご説明いたします。

本条例は、平成16年に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、余市警察署管内5か町村が同様の被害者支援施策が行われるよう、同じ内容の条例を制定することとしたものです。

犯罪被害者の現況が犯罪被害者等基本法の前文にありますので、ご紹介いたします。安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいえないばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑

止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。本条例は、この法律に基づき、犯罪被害者等支援に対し、基本理念、基本事項を定め、犯罪被害者等を社会全体で支えることを目的に制定する条例でございます。後志管内では既に20市町村中10町村で制定済みであり、余市警察署長より条例制定の依頼を受け、北後志5か町村で協議し、同様に制定することとしたものです。

それでは条文に沿ってご説明いたします。第1条は目的です。この条例は、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、もって犯罪被害者等を社会全体で支え、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。第2条は定義です。第1号犯罪等、第2号犯罪被害者等、第3号再被害、第4号二次被害、第5号町民、第6号事業者、第7号関係機関を規定しています。第3条は基本理念です。第4条は町の責務です。第5条は町民の責務です。第6条は事業者の責務です。第7条は相談及び情報の提供です。第8条は見舞金の支給です。町は犯罪被害者等が受けた犯罪の被害による経済的な負担の軽減を図るため、規則に定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給することができる。第1号遺族見舞金30万円、第2号傷病見舞金10万円、第3号性犯罪被害見舞金10万円。第9条は日常生活の支援です。第10条は安全の確保です。第11条は居住の安定です。第12条は町民及び事業者の理解の増進です。第13条は個人情報の適切な管理です。第14条は委任です。附則につきましては施行期日の定めであります。条例施行後は、余市警察署と関係5町村で協定を締結し、犯罪被害者等の情報を共有するなど条例の運用に当たってまいります。以上で議案第19号の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第19号『仁木町犯罪被害者等支援条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第19号『仁木町犯罪被害者等支援条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程第18 同意第1号

仁木町教育委員会委員の任命について

○議長（横関一雄）日程第18、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）同意第1号、仁木町教育委員会委員の任命について。仁木町教育委員会委員 渡 朋仁は、令和7年3月25日にその任期を満了するので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、下記の者を仁木町教育委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。令和7年3月7日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町然別104番地、渡 朋仁、昭和44年7月19日生まれで、現在満55歳でございます。

渡氏の経歴につきましては、学歴といたしましては、昭和63年3月北海道立余市高等学校を卒業、平成2年3月専修大学北海道短期大学卒業でございます。職歴といたしましては、平成2年4月社会福祉法人後志報恩会 大江学園に就職され、その後、平成27年4月社会福祉法人後志報恩会陽だまり施設長、平成29年4月社会福祉法人後志報恩会大江学園施設長として現在に至っております。団体役員等といたしましては、平成22年4月から現在まで北後志消防組合仁木消防団団員、平成29年4月から現在まで仁木町民生委員・児童委員推薦委員、平成29年6月から令和元年5月まで仁木町スポーツ推進員、平成29年2月から現在まで仁木町特別支援教育育成会監査、平成31年3月から現在まで仁木町障害者自立支援協議会会長を務められております。また、北後志消防組合仁木消防団として平成22年4月から現在までとして活動されております。その他といたしましては、仁木軟式野球連盟理事、仁木町若鮎太鼓郷土芸能保存会副会長を歴任されております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、委員の任命に当たりまして、令和元年5月27日から仁木町教育委員に選任されております渡 朋仁氏が教育委員会委員に適任と考えるので、ご同意くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時31分

再 開 午前11時34分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件について、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔 全員起立 〕

○議長（横関一雄）全員起立でございます。

したがって、同意第1号『仁木町教育委員会委員の任命について』は、同意することに決定しました。
暫時休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時35分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、7名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次の開催は3月18日火曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。

本日のご審議、大変ご苦労様でした。

散 会 午前11時36分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和7年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 令和7年3月7日～3月17日（11日間）

2日目 令和7年3月10日（月）

（開議 ～ 午前9時30分 / 散会 ～ 午前11時36分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第10号	令和7年度余市郡仁木町一般会計予算	R7.3.10	委員会付託
議案第11号	令和7年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計予算	R7.3.10	委員会付託
議案第12号	令和7年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計予算	R7.3.10	委員会付託
議案第13号	令和7年度余市郡仁木町簡易水道事業会計予算	R7.3.10	委員会付託
議案第5号	仁木町職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例制定について	R7.3.10	委員会付託
議案第6号	報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.10	委員会付託
議案第7号	仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.10	委員会付託
議案第8号	仁木町税条例等の一部を改正する条例制定について	R7.3.10	委員会付託
議案第9号	仁木町地域支援事業及び生活支援事業条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.10	委員会付託
議案第14号	特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について	R7.3.10	否 決
議案第15号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.10	原案可決
議案第16号	仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.10	原案可決
議案第17号	仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.10	原案可決
議案第18号	仁木町職員の給与に関する条例及び仁木町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例制定について	R7.3.10	原案可決
議案第19号	仁木町犯罪被害者等支援条例の制定について	R7.3.10	原案可決
同意第1号	仁木町教育委員会委員の任命について	R7.3.10	同意可決